



葛西だより

第27号
平成15年度
(2003)



久喜市 琵琶溜井分水工

目次

- ◇理事長あいさつ、所長あいさつ……………2
- ◇平成15年通常総代会開催、一般会計収支予算、13年度収支決算… 3
- ◇二郷半領揚水機場の概要、位置図……………4
- ◇葛西用水路土地改良区創立50周年記念式典について……………6
- ◇平成15年度組合費の額、決済金額、改良区諸届等……………7
- ◇改良区からのお願い（ゴミ問題、節水について）……………8

理事長あいさつ

葛西用水路土地改良区 理事長 井上直子



平成15年度の「葛西だより」の発行にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

関係機関や組合員の皆様には常々土地改良区の運営にご協力を賜り誠にありがたく衷心よりお礼を申し上げます。

さて、私は、三ツ林前理事長の辞任に伴いまして去る4月7日の理事会において新理事長に推挙され就任いたしました。農業を取り巻く状況も含めて社会経済状況が大変厳しい折、その責任の重さを痛感しております。もとより浅学非才ではございますが、葛西用水路土地改良区並びに農業の発展のために力の限り努力する所存ですので、皆様のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成4年から進めてまいりました利根中央事業も来年の3月には完成の運びになりました。それに伴いまして、事業実施後の一元的な用水管理を行うための葛西・羽生領島中領土地改良区連合も6月初旬には充足できる見通しです。新二郷半領揚水機場が本年度から松伏溜井から取水することになり、葛西本川から古利根川への放流、古利根堰における用水調整等これまで以上の水管理が必要になります。改良区として万全を期す所存ですが、用水の有効利用につきましては、なんといっても組合員の皆様のご理解とご協力が肝要ですので節水に努力していただくようお願いいたします。

また、利根中央事業完了に伴う完工式も今年十月頃に予定されております。農林水産省と利根中央事業促

進協議会で協力して実施する予定でございます。

ところで、本年度の本土地改良区一般会計予算につきましては、経済状況の厳しい中で、組合員の負担を増加させないことに配慮いたしまして、昨年度当初比9.4パーセント減の6億4千万円余を去る2月22日の通常総代会において決定いたしました。三土地改良区合併後2年目といたしまして理事全員が一丸となって運営に努めて参ります。また、土地改良区連合が発足いたしますと、その予算との関係で補正が伴うこととなりますが、極力全体として増額とならないよう配慮いたします。

農林水産省におきましては、本年度から新たな米政策の実施に向けた体制に入るということです。地域の特色を活かした水田農業の確立に向けて農業者や農業関係団体の自主的な取り組みが要請されることになるわけで、土地改良区も蚊帳の外ではなく、一員としての責務が生じることとなります。米の消費量の減少に従って日本における米づくりの大切さに対する認識が薄らいで来ておりますが、食料危機のことを考えると水田を守り、米の潜在的な生産能力を維持することが重要だと思います。この意味で土地改良区も責任の一隅を担うべきであると考えております。

今後も皆様のご期待に沿った土地改良区の運営に力を尽くす所存でございますので、ご指導ご協力を重ねてお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝をお祈り申し上げます。挨拶とさせていただきます。

所長あいさつ 葛西用水路土地改良区 所長 田口 博

私は、関根前所長の定年退職に伴いまして、去る4月1日付をもちまして所長を命ぜられました。技監としての3年間、皆様には大変お世話になりました。誠にありがとうございました。生来の凡才でございますが、土地改良区発展のために役員を補佐する事務局のまとめ役として努力いたしますので、皆様方には更なるご指導とご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

今年度は、羽生領島中領排水路土地改良区との土地改良区連合の設立、利根中央事業後の全地域に対する緻密な水管理の開始、同事業の完工式の実施等、例年以上の事務及び事業を執行して参りますので、関係機関と組合員皆様の御協力を衷心よりお願い申し上げます。皆様のご健勝ご発展を祈念致しまして就任の挨拶とさせていただきます。

平成15年通常総代会の開催

平成15年2月22日(土)葛西用水路土地改良区に於いて、平成15年の通常総代会が議長井上正雄総代(松伏町)の進行により開催し、全25議案が原案とあり可決決定されました。

《総代会提出議案》

- 議案第1号 平成13年度決算の承認を求めることについて
 議案第2号 葛西用水路土地改良区の定款、維持管理計画書の変更並びに葛西・羽生領島中領土地改良区連合(仮称)の定款、維持管理計画書の設定について
 議案第3～4号 平成14年度補正(案)の追認を求めることについて
 議案第5～24号 平成15年度予算関連議案
 議案第7号 平成14年度賦課率及び徴収方法並びに決済金を定めることについて
 議案第25号 葛西・羽生領島中領土地改良区連合(仮称)の議員選出について



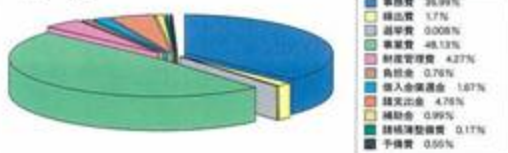
平成15年度一般会計収支予算

収入



収入合計 642,428,000円

支出



支出合計 642,428,000円

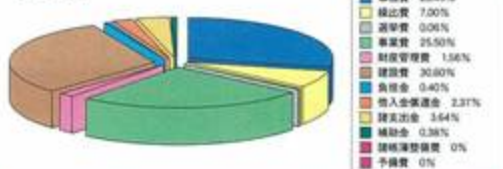
平成13年度一般会計収支決算

収入



収入合計 952,964,408円

支出



支出合計 760,566,355円

二郷半領揚水機場の概要

二郷半領揚水機場は、一級河川大落古利根川(指定河川)から口径800mmのポンプ3台により毎秒4.2m³の用水を取水し、松伏町・吉川市・三郷市の2市1町の水田約1,320haにかんがいする機場である。

1. 事業の沿革

二郷半領用水路は寛永年間に開削された用水路で明治後期江戸川より自然取水していた。その後大正末期に現在地に樋管を設け江戸川から自然取水していたが、昭和14年頃から江戸川の河床低下により洪水時は取水が困難となったため、昭和21年から26年にかけて県営かんがい排水事業により中川に洪水専用の機場を設けた。

しかし、中川の機場も老朽化が著しく取水に支障をきたしてきたため、昭和42年に県営事業により、江戸川の取水口の改修と揚水機4台を新設した。しかし、その後も河床低下は続き、水位低下により不足する水量は中川の機場を暫定的に使用して補ってきた。

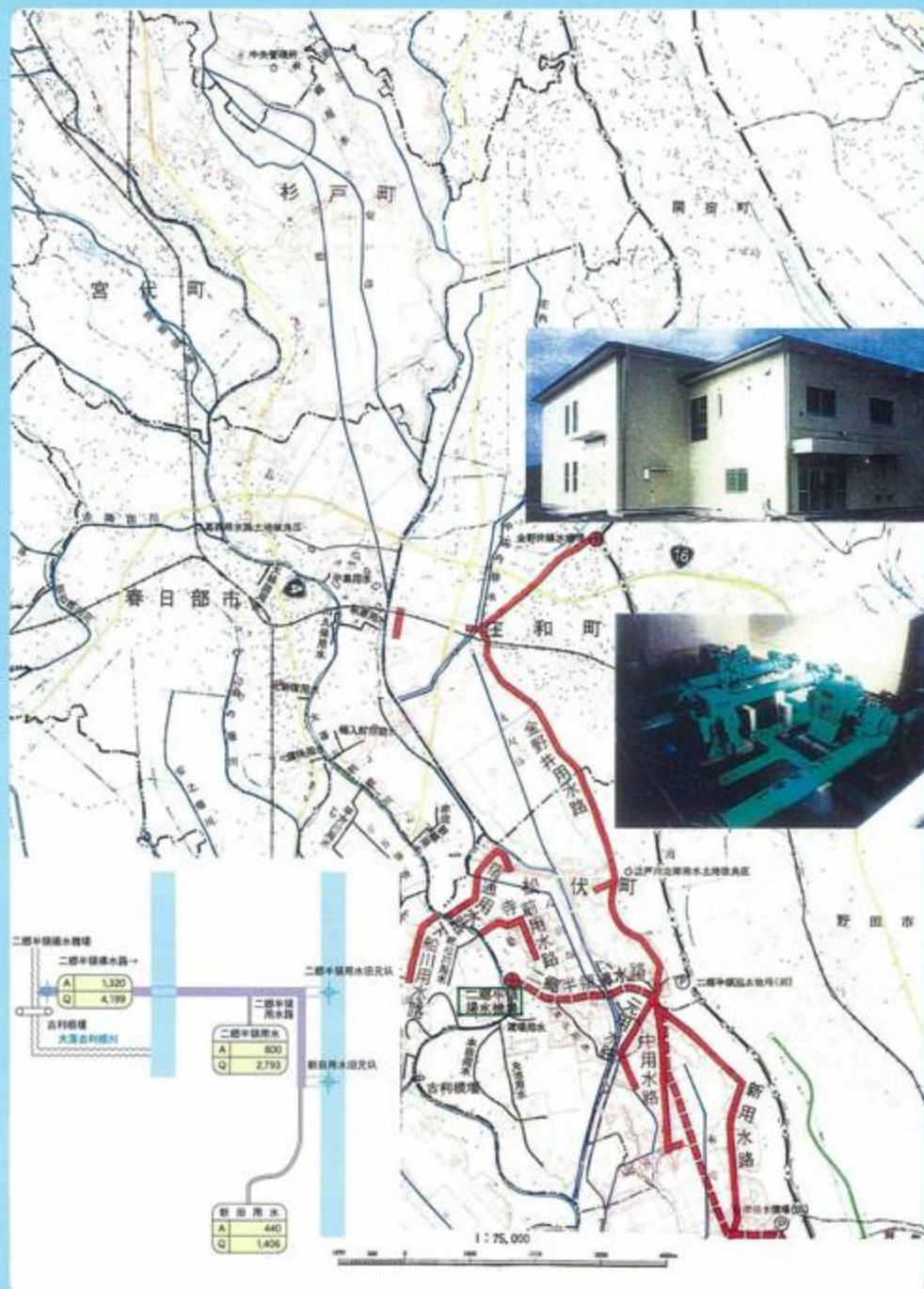
2. 利根中央事業計画

江戸川から取水している3機場(金野井機場、二郷半領機場、新田機場)のうち、二郷半領機場と新田機場は、江戸川の河床低下及びミオ筋の変化により安定的な取水が困難なこと及び築造後20年以上経過して老朽化していることから、これらの施設を廃止し、水源を新たに江戸川から利根大堰に求め、用水は埼玉用水路、葛西用水路を経由して一旦大落古利根川に注水する。これを、大落古利根川に新設した二郷半領揚水機場で取水し、二郷半領用水路により従来の用水路に配水する計画である。

3. ポンプ諸元

・ポンプ	計画流量 用水量 4.199m ³ /sec (二郷半領用水路 2.793m ³ /sec) (新田用水路 1.406m ³ /sec) 横軸両吸込渦巻 φ800mm/m 3台 (2台可変速 1台固定速)
・原動機	横軸巻線形誘導電動機 220kw 3台
・取水樋管工	鉄筋コンクリート造 B=2.50m H=3.00m L=8.47m 取水口 1カ所 L=6.00m 樋門 1カ所 門扉 1門
・機場工	鉄筋コンクリート 機場上屋 鉄筋コンクリート 2階建 延べ床面積 787.00m ² 受配電設備 1式
・付帯施設	一式

二郷半領揚水機場位置図



葛西用水路土地改良区創立50周年記念式典

去る、平成14年10月8日「久喜市ニュー八雲」に於いて、関係者300名余のご列席により盛大に行われました。



表紙のマーク



これってなに？

1. 『水土里ネット』について

土地改良区は、全国の40万km²に及ぶ水路などのネットワークによって農村の健全な水循環を形成し、農地を潤すことにより、安全で安心な「食」と「農」の基盤づくりを担うとともに、これが国民共有の財産である美しい農村の基礎ともなっているとの役割を地域及び国民にアピールし、併せて、

- 人、物、情報のつながりにより、農家のみならず、地域住民や都市住民との連携(ネットワーク)して、「水」、「土」、「里」を創造し、都市と農村の共生対流を促進。
 - 農村で発生する有機性資源(集落排水汚泥等)の農地への還元など、廃棄物のリサイクルによる資源循環を通じ、循環型社会の構築に取り組む。
- 等の将来に向けた土地改良区の役割と姿を表現しています。

2. 『水土里』について

- 「水」は、農業用水、地域用水等を、「土」は土地、農地、土壌などを、「里」は農村空間や農家・非農家の生活空間などを意味します。
- また、「水土里」(みどり=緑、グリーン)には“自然”とが“環境への影響を少なくする”意味があることから、豊かな自然環境や美しい景観を意味し、おいしい水、きれいな空気など清廉なイメージを表現しています。

平成15年度組合費の額

◇経常賦課金

葛西地区 (田) 1㎡ 4.90円

江戸川地区 (田) 1㎡ 5.50円

二郷半領地区 (田) 1㎡ 6.74円

◇畑地かんがい賦課金 (畑) 1㎡ 7.80円

◇支線施設管理特別賦課金(田、畑) 1㎡ 4.00円(パイプライン地区)

賦課金の納入は便利な口座振替をご利用下さい！

土地改良区賦課金の口座振替は市町のご協力によって実施されてます。

口座振替をご希望の方は、当土地改良区(財務課)もしくは市町の税務課にお問い合わせ下さい。

ただし、大和根町、加須市、春日部市、草加市、八潮市分の賦課金については口座振替はご利用出来ません。

忘れずにお届けを！

賦課金の算定は、毎年1月1日現在の組合員の所有する農地面積が基準となっておりますので、組合員の資格を得た方又は喪失した方は、土地改良法第43条第1項の規程により『組合員資格得喪通知書』を土地改良区へ届け出る必要があります。

平成15年度 決済金額

◇農地転用一時決済金 葛西地区 (田) 1㎡ 198円

江戸川地区 (田) 1㎡ 110円

二郷半領地区 (田) 1㎡ 146円

◇支線施設管理区域脱退金 (田、畑) 1㎡ 105円(パイプライン地区)

*農地(水田)を農地以外に転用する場合は農地転用の届け出が必要となります。

*転用によって農地が減ることになると、残った農地の組合員で土地改良施設等の維持管理の負担を負うことになります。そこで、組合員のみなさまの負担の公平を図るため、土地改良法第42条の規程により決済金を納めて頂くことになっております。

公共事業の転用についても決済金がかかります

*公共事業(道路、公園、河川、建物等)の用地として転用される農地についても転用決済金の納付が義務づけられています。【土地改良法第42条第2項】

*用地買収説明会、価格交渉、契約調印の際など、事業主体(買収者)と十分話し合い、決済金や組合費賦課金、転用手続き等に疑義が生じないようにお願いいたします。

用水路？

それとも

ゴミ捨て場？

～通水障害や景観を損なっています～



ご覧ください！！
用水路にゴミがいっぱい。

この処分費用は、組合員皆さんの賦課金を使っています。
ゴミを捨てないよう、捨てさせないようご協力をお願い致します。

節水にご協力を!!!

利根中央事業も、残すところ本年度（平成15年度）のみとなり、用水施設は平成15年3月にほぼ完成しました。

そこで、本年度から利根中央事業で造成した施設と既設の施設を使い、新しい水利権で地域全体の総合的な用水調整を行っています。

しかしながら、新施設を始めて使用する地域や従前の地域によっては、代掻き用水の一斉使用により用水不足となり、組合員の皆様には大変なお骨折りを頂きましたが、地域水利委員会を開催、水路内番水の計画・広報・実施等、上流地域組合員の方々のご協力による下流地区への応援送水により、なんとか田植えを行うことが出来ました。

本来、皆さんが必要とする用水量を必要とする時期に用意出来れば良いのですが、現在の用水調整の方法は、ある一定期間に田植え等を行うように考えて取水量や、用水施設が造られており、短期間で地域全体が代掻き・田植え等を行うようにはなっておりません。地域全体の用水調整を公平に行うには、組合員の皆様がそれぞれ節水をして頂く等のご協力が是非とも必要となります。

また、これからは中干し、穂ばらみ・出穂期を迎えることとなり、用水の使用量が增大する季節となりますので、より一層の皆様方の節水に対してのご理解とご協力をお願いいたします。

組合員、面積の動向（平成15年4月1日現在）
組合員数 17,307名
賦課面積 6,115ha

《編集・発行》葛西用水路土地改良区
〒340-0144 埼玉県幸手市戸島2-155
Tel 0480-47-3811(代) Fax 0480-48-2500
Email : totikai@pastel.ocn.ne.jp